

議事要旨(4) 企業会計基準公開草案『1株当たり当期純利益に関する会計基準(案)』、企業会計基準適用指針公開草案『1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)』及び実務対応報告公開草案『1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(案)』について

本会計基準案及び適用指針案並びに実務対応報告案は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額に関する現行の会計基準及び適用指針並びに実務対応報告について、平成17年7月26日の会社法の公布及び『役員賞与に関する会計基準(案)』等の他の会計基準の公開草案が公表されたことに伴う用語等の修正を行うものである。

主な用語等の修正

現行	改正案
利益処分	剰余金の配当等
利益配当請求権	配当請求権
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定に当たり、利益処分による役員賞与支給額を当期純利益及び純資産の金額から控除する。	役員賞与は発生する会計期間の費用として処理することとされたため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定に当たって考慮する必要なし。
新株式払込金、自己株式払込金	削除
資本の部	純資産の部

委員及びアドバイザーから、本会計基準案及び本適用指針案の適用初年度の取扱いについて、及び1株当たり純資産額の算定に用いられる「普通株式に係る期末の純資産額」の算出に際して貸借対照表の純資産の部の合計額から控除される金額の範囲についての発言があり、これらについては、今後専門委員会で検討するものとされた。

以上